

「日経累進高配当株指数」

算出要領

株式会社 日本経済新聞社

- 本資料は日本経済新聞社（以下「日経」という）が算出・公表を行っている「日経累進高配当株指数」の算出要領です。同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い変更されることがあります。
- 本資料は日経の著作物であり、本資料の全部又は一部を、いかなる形式によっても日経に無断で複写、複製又は転載することができません。本資料は、指数への理解を深めるために作成された資料であり、有価証券の売買等に関する勧誘を行うためのものではありません。

(2023年6月30日版)

1：概要

「日経累進高配当株指数」は国内に上場する銘柄のうち、累進的な配当を続ける（減配せず、増配か配当維持を続ける）銘柄の中から、予想配当利回りの高い銘柄を選んだ時価総額ウェイト方式の株価指数である。

2：名称

正 称： 日経累進高配当株指数

愛 称： しっかりインカム

英文名称： Nikkei Progressive and High Dividend Stock Index

3：銘柄の管理

（1）基本事項

- ・日経累進高配当株指数は10年以上連続して累進的な配当を続ける（減配せず、増配か配当維持を続ける）銘柄を母集団に、予想配当利回りが高い30銘柄で構成する。
- ・毎年6月末に構成銘柄の定期見直しを実施する。
- ・翌年の定期見直しまでの間に生じた臨時の銘柄除外でも、原則として期中は銘柄を補充せず、毎年の定期見直し時に規定の銘柄数にそろえ直す。

（2）対象銘柄

指数の対象となる銘柄は、国内証券取引所に上場する銘柄（TOKYO PRO Marketを除く）の中から選定する。ただし、ETF、REIT、優先出資証券等の普通株式以外、整理銘柄、特設注意市場銘柄は除く。

（3）構成銘柄の定期見直し

- ・毎年5月の最終営業日を「基準日」とする。以下の方法により銘柄を選定し、翌月最終営業日の算出から入れ替えを実施する。定期見直しによる銘柄入れ替えは、一定の期間をもって事前に公表する。
- ・入れ替え銘柄は以下の手順で決定する。

- ① 現在の構成銘柄のうち、基準日時点で時価総額が500億円以上かつ累進配当回数（※）が10回以上を満たさない銘柄を除外する。
- ② ①の除外により、現在の構成銘柄が30銘柄に満たない場合は、予想配当利回り（日経の予想配当に基づく。予想配当は12カ月換算して調整）の高い未採用銘柄から30銘柄になるように新規採用銘柄を決定する。
- ③ 現在の構成銘柄の中で予想配当利回りの最も低い銘柄と未採用銘柄の中で予想配当利回りの最も高い銘柄を比較し、予想配当利回りに0.5%以上差がある場合は入れ替え銘柄とする。
- ④ 対象の銘柄がなくなるまで③を繰り返し、全ての入れ替え銘柄を決定する。

ただし、②～④の各々において株価が著しく下落するなど特別の事情により予想配当利回りが高くなった銘柄や基準日時点で前3月期までの決算が未発表の銘柄、日経の予想配当が減配となっている銘柄は原則として採用しない。また上場廃止が予定されている銘柄は採用を見送ることがある。なお予想配当利回りの値が同じ場合は累進配当回数が多い銘柄、累進配当回数も同じ場合は時価総額が大きい銘柄を優先的に採用銘柄とする。

（※）累進配当回数とは、減配せずに配当を増やすか維持してきた回数で、当該年の3月期までを最新の決算年度とする通期の1株配当（分割・併合考慮済みの現金配当。記念配当や特別配当を含む実績ベース、変則決算期は換算せず）を每期遡って計算する。累進配当回数を数え始める基点は上場日を含む決算年度で、上場後の配当のみを対象とする。

（4）構成銘柄の臨時除外

- ・構成銘柄が整理銘柄または特設注意市場銘柄に指定された場合には、原則として指定日から5営業日後に除外する。
- ・構成銘柄が統合などにより上場廃止となる場合は、原則として上場廃止日に除外する。
- ・原則として銘柄の補充はその都度実施しない。

（5）過年度遡及分の構成銘柄

遡及算出（後掲4－（7）参照）で用いた構成銘柄は、各年の基準日時点で上記（3）記載の方法で銘柄を選定し、各基準日の翌月最終営業日に入れ替えを実施している。

4：指数の計算

(1) 基本事項

- ・時価総額ウェイト方式の株価指数。
- ・2010年6月30日（算出基点日）を10,000とする。
- ・指数の単位はポイント。小数点以下3桁目を四捨五入し2桁まで表示。
- ・1日1回、終値ベースで指数算出する。

(2) 計算式

日々の指数値は以下の算式により計算する。

$$\text{指数値} = \frac{\Sigma (\text{株価} \times \text{ウェイト} \cdot \text{ファクター})}{\text{除数}}$$

(3) 株価

- ・重複上場している銘柄の価格採用市場は、以下の優先順位とする。
 - ①東京証券取引所、②名古屋証券取引所、③福岡証券取引所、④札幌証券取引所
- ・価格採用の優先順位は以下のとおり。
 - ①特別気配または連続約定気配、②終値、③基準価格（基準価格とは、権利落ち理論値、前日の特別気配または連続約定気配、前日の終値の優先順で採用された値）

(4) ウェイト・ファクター

- ・指数計算に用いる各銘柄のウェイト・ファクター（指数用株式数）には、各銘柄の基準日時点の発行済み普通株式数を用いる。
- ・定期見直し時に、特定の銘柄のウェイト（構成比率）が指数構成銘柄全体の7%を超える場合は7%以内に収まるようにウェイト・ファクターを調整する。
- ・ウェイト・ファクター設定以降、構成銘柄に株式分割、株式併合がある場合は、その比率に応じて当該資本異動の権利落ち日にウェイト・ファクターを調整する。

(5) 除数

- ・算出基点日である2010年6月30日の除数は次のように決定する。

$$\text{除数} = \frac{\Sigma (\text{算出基点日の株価} \times \text{算出基点日のウェイト} \cdot \text{ファクター})}{10,000}$$

- ・算出基点日以降、構成銘柄の銘柄入れ替えの都度、次の計算式で除数を修正する。

$$\text{除数 (翌日)} = \text{除数 (当日)} \times \frac{\Sigma (\text{翌日構成銘柄の翌日用基準価額} \times \text{翌日用ウェイト} \cdot \text{ファクター})}{\Sigma (\text{当日構成銘柄の当日株価} \times \text{当日ウェイト} \cdot \text{ファクター})}$$

- ・除数は四捨五入して小数点以下4桁とする。

(6) 指数値の修正

指数値の修正を必要とする事象が後日発生、判明した場合には、原則として、判明以降最初に到来する指数算出日を当該変件事象の発生日として指数計算に反映し、原則として過日にさかのぼっての修正は行わないものとする。

(7) 過去遡及分の算出

- ・算出基点日（2010年6月30日＝10,000）まで、終値ベースで遡及計算している。
- ・遡及算出に用いた構成銘柄は、3－（5）記載のとおり。

5：その他

(1) 配当込み指数の算出

「日経累進高配当株指数」の関連指数として、配当を加味した以下の指数を、日々終値ベースで算出する。

- ・「日経累進高配当株指数（トータルリターン）」
- ・「日経累進高配当株指数（ネット・トータルリターン）」

配当の取り扱いなど、計算上の基本事項は「日経平均トータルリターン・インデックス」に準拠している。

(2) 利用許諾

「日経累進高配当株指数」(日経累進高配当株指数(トータルリターン)および同(ネット・トータルリターン))を含む。以下同様)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は「日経累進高配当株指数」自体及び「日経累進高配当株指数」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有している。「日経累進高配当株指数」を利用した先物・オプションなどの金融派生商品を提供したり、ファンドやリンク債などの金融商品の組成・売り出し、又はデータ提供する場合などで「日経累進高配当株指数」を商業的に利用する場合は、日経との利用許諾契約が必要になる。

(3) 免責

株式会社日本経済新聞社は、「日経累進高配当株指数」(日経累進高配当株指数(トータルリターン)および同(ネット・トータルリターン))を含む。以下同様)を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、一切の責任を負わない。日経は、「日経累進高配当株指数」の計算方法、その他「日経累進高配当株指数」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

「日経累進高配当株指数」は原則として本資料に記載された方法等に基づいて算出される。ただし、本資料に記載のない事象が発生した場合や本資料の方法による算出が困難と日経が判断した場合は、日経が適当とみなした処理方法により算出することがある。また、同算出要領は、今後、ルールの見直しなどに伴い、変更されることがある。本資料に記載された情報を利用したことにより発生するいかなる費用又は損害などについて、日経は一切その責任を負わない。

(4) 問い合わせ先

日本経済新聞社 インデックス事業室
メール：index@nex.nikkei.co.jp

(別紙) 算出要領・変更履歴

2023年6月30日版	初版
-------------	----